

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に當り、その翌日)

規 則

鳥取県立営農研修館管理規則をここに公布する。

昭和五十年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十三号

鳥取県立営農研修館管理規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立営農研修館の設置及び管理に関する条例（昭和四十三年三月鳥取県条例第六号。以下「条例」という。）第四条の規定に基づき、鳥取県立営農研修館（以下「研修館」という。）の管理に関する事項を定めることを目的とする。

(休館日)

第二条 研修館の休館日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 一月二日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までの日

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県立営農研修館管理規則
- ◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定
身体障害者福祉法による医師の指定の取消し
生活保護法による医療機関の指定
生活保護法による医療機関の廃止
保険医療機関の指定
保険医の登録
- ◇ 選管告示 政党等の収支報告書の要旨
- ◇ 公 告 危険物取扱者試験の合格者
- ◇ 選管告示 政治等の収支報告書の要旨
- ◇ 公 告 危険物取扱者試験の合格者

に休館し、又は休館日に開館することができる。

(利用の申込み)

第三条 研修館を利用しようとする者は、様式第一号による利用許可申込書を利用の日の七日前までに知事に提出しなければならない。

2、知事は、研修館の利用を許可したときは、様式第二号による利用許可書を交付しなければならない。

(利用の取消し又は変更の届出)

第四条 条例第三条の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該利用を取り消し、又は変更しようとするときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(監督)

第五条 知事は、研修館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(利用の許可の取消し)

第六条 知事は、利用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、利用の許可を取り消すことができる。

一 許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれがあるとき。

二 前条の命令又は指示に従わないとき。

三 その他研修館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(施設又は設備の滅失等の届出)

第七条 利用者は、研修館の施設又は設備を滅失し、又はき損したときは、

直ちにその旨を知事に届け出てその指示を受けなければならない。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、研修館の管理に關し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二果樹技術講習所長の項の次に営農研修館長の項として次のように加える。

営農研修館長

一 鳥取県立営農研修館の設置及び管理に關する条例(昭和四十三年三月鳥取県条例第六号)第三条の規定による利用の許可

二 鳥取県立営農研修館管理規則(昭和五十年七月鳥取県規則第四十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条の規定による臨時の休館の決定及び休館日に開館する旨の決定

(二) 第五条の規定による利用者に対する必要な措置の命令又は必要な指示

(三) 第六条の規定による利用の許可の取消し

様式第1号 (第3条関係)

鳥取県立営農研修館利用許可申込書

職 氏 名 殿

次のとおり鳥取県立営農研修館を利用したいので、許可してください。

年 月 日

郵便番号 □□□□-□□

住 所
氏 名

印

施設の種類	研修室(洋室・和室)、体育館、宿泊室				
利用の目的					
利用期間	年	月	日	時	分から 分まで
利用予定人員	人				
暖房の要否	要 否				
利用責任者					
連絡先	(電話)				

備考 施設の種類欄は、利用しようとする施設を○印で囲むこと。

様式第2号 (第3条関係)

鳥取県立営農研修館利用許可書

氏 名 殿

次のとおり鳥取県立営農研修館の利用を許可します。

年 月 日

職 氏 名 印

施設の種類					
利用の目的					
利用の期間	年	月	日	時	分から 分まで
許可の条件					
その他					

告示

鳥取県告示第五百七十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏名	勤務先又は居住地
内科	山口 明	鳥取市末広温泉町二五二 鳥取勤労者医療生活協同組合 鳥取 取生協病院

鳥取県告示第五百八十号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第一条第二項の規定に基づき、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師の指定を取り消したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和五十年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

診療科目	氏名	勤務先又は居住地
内科	中本 雅彦	米子市車尾二二九三の一 国立米子病院

鳥取県告示第五百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
岡齒科医院	日野郡日野町根雨四四八	昭和五十年四月一日
野坂齒科医院	溝口町溝口二二二	五月一日
米子薬局	米子市茶町六五	六月一日
遠藤全快堂薬局	日野町二〇	〃

鳥取県告示第五百八十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
岡 齒 科 医 院	日野郡日野町根雨四四四	昭和五十年四月一日
野坂齒科医院	溝口町溝口二二二	五月一日

鳥取県告示第五百八十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡垣駅前医院	鳥取市米町五〇四	昭和五十年六月十八日
鳥取県米子保健所	米子市西福原四四四	六月二十三日
鳥取県倉吉保健所	倉吉市巖城二七九	"
松野医院	境港市京町三四の一	六月二十七日
潮 齒 科 医 院	西伯郡会見町天万 九〇七の四	六月十六日
涌島齒科湖山医院	鳥取市湖山町三六九〇一	"
山本齒科医院	鳥取市末広温泉町二二一 誠ビル2F	六月二十八日

鳥取県告示第五百八十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
今岡 雅史	鳥医第一、九六〇号	昭和五十年六月二十三日

鳥取県告示第五百八十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
鳥取県立鳥取療育園	鳥取市江津二五九	昭和五十年六月一日
涌島齒科湖山医院	鳥取市湖山町三六九〇一	十六日

山本 齒科 医院
鳥取市末広温泉町二二一
誠ビル二F
二十八日

鳥取県告示第五百八十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一、九五七号	高 見 政 美	昭和五十年五月二十六日
鳥国歯第 三二九号	田 中 彰	六月十二日

鳥取県告示第五百八十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十年五月三十日	上原 薬局	日野郡江府町江尾
昭和五十年六月五日	家 森 薬 局	東伯郡赤碓町赤碓一四九
昭和五十年六月十一日	河 本 薬 局	倉吉市東仲町二六一八
昭和五十年六月十二日	田 中 薬 局	東伯郡東郷町中興寺四〇五一二

鳥取県告示第五百八十八号

青谷町から申請のあつた町営土地改良（養郷地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年六月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百八十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和五十年七月四日から用途廃止した。

昭和五十年七月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

場 所	(面 平方メートル)		用 途
	件数	総 額	
倉吉市みどり町字下神坂谷三二五〇番地先	六〇・一八		道路敷
倉吉市字中田三五〇四番一地从前同市みどり町字下神坂谷三二四九番地先まで	八二・七四		道路敷
倉吉市みどり町字宮ノ平ル三五五一番四地先	六〇・六九		道路敷
倉吉市みどり町字ハマリ谷三五四六番二地先	九・六六		道路敷
倉吉市みどり町字下神坂谷三二五〇番地先	一〇二・二七		水路敷
倉吉市みどり町字下神坂谷三二四八番地先から同市みどり町字下神坂谷三二四九番地先まで	二二・二六		水路敷
倉吉市みどり町字宮ノ平ル三五五一番四地先から同市みどり町字長谷三五四八番四地先まで	八・三二		水路敷
倉吉市みどり町字下神坂谷三二四九番地先	八・〇八		水路敷
倉吉市みどり町字ハマリ谷三五四六番五地先	四・六五		水路敷
倉吉市みどり町字下神坂谷三二五〇番地先	七・八〇		水路敷
倉吉市みどり町字下神坂谷三二五〇番地先	二二八・八二		堤とう敷

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条及びこれを準用する同法第十八条の規定による政党、協会その他の団体及びその支部の収支に関する事項を記載した報告書を受理したので、同法第二十条の規定により、次のとおり公表する。

昭和五十年七月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政党協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 種類 政治資金規正法第12条及びこれを準用する同法第18条の規定による報告書
- 期間 昭和49年7月1日から昭和49年12月31日まで
- 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入 又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額	一件千円以上の支出		五百円以上の支出		報告書受理年月日
	件数	総 額	件数	総 額	件数	総 額		件数	総 額	件数	総 額	
あすの鳥取県をきざぐ会	0	4,774,620	0	0	0	0	719,948	53	710,878	0	0	50. 3. 31
島田安夫東部援後会	1	4,900,000	1	1,000,000	0	0	1,877,164		1,877,164	0	0	50. 4. 7

4 主たる寄附者及び支出

(一) 寄附者

鳥取県歯科医師政治連盟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広田 藤 衛 後 援 会	40,000	3	40,000	0	0	40,000	1	40,000	0	0	50,320	0	0	0	0	50,320	0	0
全国商工政治連盟鳥取県地方本部	150,000	0	0	0	0	43,660	5	42,850	0	0	50,331	0	0	0	0	50,331	0	0
坂 野 重 信 東 部 後 援 会	114,416	0	0	0	0	291,592	33	289,992	2	1,000	50,523	1,000	0	0	0	50,523	1,000	0
生長の家政治連合鳥取県支部	3,109,840	0	0	0	0	1,190,473	20	1,188,381	1	1	50,210	1,188,381	1	0	0	50,210	1,188,381	1
日本共産党鳥取県委員会	9,510,995	17	1,020,000	0	0	4,854,440	113	4,668,832	0	0	50,530	4,668,832	0	0	0	50,530	4,668,832	0

政党、協会その他の団体名	寄附の総額 円	件数	寄附者の氏名又は団体名	職 業	住所又は主たる事業所の所在地
鳥田安夫東部後援会	1,000,000	1	鳥田政経懇話会	—	東京都千代田区
広田 藤 衛 後 援 会	20,000	1	鷹 松 正 則	古 物 商	鳥取市
	10,000	1	中 村 栄 一 郎	—	〃
	10,000	1	牧 村 勝 一	—	〃
日本共産党鳥取県委員会	230,000	3	鈴 木 尾 實 鋭	団 体 役 員	鳥取市
	200,000	3	石 尾 実 勝	政 党 役 員	〃
	150,000	2	江 原 博	〃	米子市
	130,000	2	山 崎 登 藏	商 業	〃
	110,000	2	山 崎 登 藏	政 党 役 員	鳥取市
	80,000	2	田 中 大 蔵	〃	〃
	50,000	1	木 下 大 蔵	〃	〃
	40,000	1	牛 尾 南 甫	〃	〃
	30,000	1	伊 藤 昭 二	団 体 役 員	〃

㊦ 支出

政党、協会その他の団体名 あすの鳥取県をきずく会	支出の総額 円	件数	支出の目的
	202,692	5	人件費
	69,220	6	事務所費
	35,000	3	講演会費
	192,010	12	会議費
	17,240	4	旅費
	9,720	4	食糧費
	123,050	2	印刷費
	44,006	6	通信費
	10,040	5	消耗品費
	7,900	6	講読費
島田安夫東部後援会	159,000	3	人件費
	60,000	1	家屋費
	555,800	5	会合費
	25,490	3	交通費
	387,560	6	広告印刷費
	280,524	5	通信費
	408,790	16	雑費
広田藤衛後援会	40,000	1	印刷費
全国商工政治連盟鳥取県地方本部	26,710	2	食糧費
	5,140	2	通信費
	11,000	1	事務所費
坂野重信東部後援会	15,000	2	広告宣伝費

生長の家 政治連合鳥取県支部

66,450	8	交際接待費
144,042	13	通信費
48,000	2	消耗品費
18,100	7	雑費
20,434	4	会議費
41,650	3	活動費
803,480	4	分担金
15,922	3	旅費
1,800	1	印刷費
40,000	1	通信用務費
12,995	3	専務費
210,000	1	読書費
3,297,000	50	活動費
708,634	25	宣伝関係費
95,870	4	旅費
282,498	6	通信費
174,720	13	自動車関係費
110,110	15	維持運営諸雑費

日本共産党鳥取県委員会

公 告

昭和50年6月12日に実施した危険物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和50年7月4日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

乙種第4類危険物取扱者試験

田中 和美	中条 豊	島谷 節夫	遠藤 政夫	森井 広幸
山下 潔	米田 昭通	山下 勇	福田美智子	明美 徹
本坂 公司	武田 昭一	先木 一夫	谷口 哲規	井上 泰輔
青木陽太郎	田辺 昭一	吉田 幸博	沢田 逸男	寺谷 範昭
白岩 公一	岡本 功	森原 孝一	白石 京子	渡部 謙二
藤縄 晴仁	岩城 正一	遠藤 清秀	山本 進一	村瀬 和義
福田 光夫	山根 章二	牛尾 光穂	澤 道昭	徳永 善彦
畑村 貞明	角 敏男	伊藤 正幸	澤 優	柴田 敏紀
小谷 吉雄	谷口 和彦	加藤 昭夫	中尾 重夫	平木 英二
滝山 教尊	福田 祐一	太田 徳親	椋田 幸雄	枳田 公賀
上田 文子	江田 道雄	山本 博行	西山 和臣	下田 永司
谷口 孝昭	竹内 正人	荒木 忠義	多田 久志	池原 登生
今井 勤	上田 寿一	伊藤 清美	有岡 三郎	前田 武夫
藤原 一	河村 淳	岸本 博史	小谷 俊宏	渡辺 賢二
石上 博明	山本 道教	上田 虎男		

齊尾 修	龜田 敏彦	植山富太郎	柳川 良一	稲田 勝孝
三谷 順治	稲本 喜久	長見 弘	松原 辰夫	岡本 繁博
難波 元晴	野口 鎮夫	梅林 浩	長尾源一郎	山下 誠
村山 勉	松井 三郎	幸雄 浩	山崎 紀人	平久 智則
山本 敏郎	西村 仁優	友定 幸雄	石賀 敏男	山本 勝和弘
米村 修造	植田 勉	高力 倫夫	種子 敏男	米田 日置
升田 祥壹	山下 利治	角田 政之	鈴木 昭夫	高木 頼雄
井勢 俊明	宮川 俊一	徳山 克之	山下 昭夫	高木 清二
町田 成次	清水 静雄	野田 桑垣	宇田川誠章	塚田 義文
鈴木真由美	宮西 和己	桑垣 源一	川上 昌利	難波 政明
山下 茂	中原 一雄	岡 善一	三輪 長	高本 内田
加藤 義明	角田 善一	足立 洋司	吉田 明正	勝田 清徳
矢田 修二	加納 博幸	神谷 輝夫	海老谷経介	後藤 哲郎
石橋喜代治	石飛 芳元	橋本 真二	藤井 喜美田	塚田 春樹
寺井 寿昭	林原 寛	岩佐 真史	喜美田 彰男	岩坂 和男
三宅 賢聖	上野 敬一	渡瀬 小滝	大垣 大	岩坂 春樹
谷坂 裕治	翻 利明	仲田 征史	岡 楠井	滝浜 中村
阿部 吾郎	永田 茂進	小枝 稔	矢倉 秀樹	北垣、芳立
永山 武雄	小沢 誠一	王新 潔	加藤 善夫	北尾 誠一
田淵 武夫	坂本 達朗	山根 孝	青戸 健治	北尾 誠一
新 徹	佐々木達朗	菅鹿 真一	高橋 弘男	茂也
青木 秀行	佐藤 紘一	野坂 武功	三好 弘男	茂也
辻 敏郎	秋田 英治	川口 房藏	松原 幹夫	規之
荒松 敬資	今島 飛			

吉村 信一	朝本 久士	繩田健二郎	高木 宏	岸 実	河本 恵介	岩本 守人	山下 忠仁	桑名 功	高見 和明
掛谷 義容	上田 治	大久保 薰	奥谷 真人	小藩 茂春	真住 宏行	長谷川俊治	門脇 正樹	八坂久美子	櫻野 徹
杉川 時広	窪井 忠男	森脇 清彦	今関 一夫	高垣 智志	吾郷 包明	松岡 嘉幸	小林 秀雄	福住 亮逸	源一 智
長谷川雅二	遠藤 淳一	渡辺 正義	佐藤 征治	齐木 豊司	三輪 長	西村 慶孝	吉田 誠	小谷 井上	岡 六浦
池口 敏明	丹羽 久雄	富田 勝	森脇堂々雄	悦雄	吉田 明正	安藤 通孝	河津 裕	加本 加本	泉 久仁子
鈴木 孝	長尾小四郎	国尾 純子	池本 敬三	小谷 悦雄	乘本 稔	三浦 慶治	藤友 敏雄	井上 加本	木田 真澄
丙種危険物取扱者試験									
細田 稔	加藤 栄子	沢 清範	清水 昭允	浜本乾太郎	木田 保	木田 保	石田 敏雄	半田 角	先野 茂信
新 敬一	田中 清美	村上 捷年	谷田 俊弘	西根 俊一	田辺 節子	影山 貢	生田 芳人	鷺見 正美	村上 茂信
谷口 一博	奈羅尾由信	田内 茂子	橋野 修一	長谷川真由美	板倉 寛	西村 寛	小林 保	鷺見 正美	金田 晃典
山田 繁満	右近 利夫	林 さよ子	市村 雅哉	手皮 寿一	泉 保	西村 保	田辺 一弘	角 正美	足立 晃典
田中 久仁	今嶋 芳一	亀谷 勝彦	柳田 雅哉	近藤 明子	岩坂 俊男	内田 高雄	榎野 保徳	鷺見 正美	日野 伸行
宮脇 耕蔵	谷川 義則	谷口 勉	植木 整一	高垣 真治	岩坂 俊男	内田 高雄	榎野 保徳	鷺見 正美	山崎 隆
植木 寿宏	安藤 博文	武田 幸生	竹田 賢彦	原 好敏	泉 保	内田 高雄	森下 照行	高藪 武夫	大谷 勝典
田中 育枝	岡崎 時夫	宇治田 潤	太田 三郎	長谷川幸恵	岩坂 俊男	内田 高雄	木村 修二	高藪 武夫	中尾 忠敏
長谷川二郎	山根 隆信	坂田 一美	平田 勝美	伊藤 登	佐々木寛寿	内田 高雄	木村 修二	高藪 武夫	中尾 忠敏
岸田 允宏	香川 宏仁	石川 博巳	奥田 収	種子 明	山根 寛裕	内田 高雄	西村 隆義	高藪 武夫	中尾 忠敏
小倉 昇	松本 実	松本 京子	川本佐恵子	鈴木紀代美	山根 寛裕	内田 高雄	西村 隆義	高藪 武夫	中尾 忠敏
河上 修三	小前 公子	田口 博一	山元まつよ	門田 信美	山根 寛裕	内田 高雄	西村 隆義	高藪 武夫	中尾 忠敏
小谷・重治	長谷川満輝	徳田 一郎	藤本 泰広	西村 正敏	山根 寛裕	内田 高雄	西村 隆義	高藪 武夫	中尾 忠敏
藤井 洋一	村尾 薫	村田 聖治	中野 和征	松岡 弘	山根 寛裕	内田 高雄	西村 隆義	高藪 武夫	中尾 忠敏
森 正博	橋谷 良一	小前 雅一	田村 孝之	杉本 政道	山根 寛裕	内田 高雄	西村 隆義	高藪 武夫	中尾 忠敏
藤井 正明	坂本 光史	泉 ひとみ	藤井千鶴子	山本 孝志	山根 寛裕	内田 高雄	西村 隆義	高藪 武夫	中尾 忠敏

昭和50年7月4日 金曜日 第三種郵便物認可

【代理一総一題五百百田(深森支店)】